

貸 渡 約 款

2016年2月2日施行

1 章	総則	(約款の適用) 当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」という。）を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。なお、この約款に定めない事項については、第 38 条の細則、法令又は一般的慣習によるものとします。	
2 章	第 2 条 約款の適用	2. 当社は、この約款及び細則の趣旨、法令、行政通達並びに一般的慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。	
3 章	第 3 条 予約申込み	3. (予約の申込み) 借受人は、レンタカーを借りるにあたって、インターネット等の手段及び当社が契約し当社に代わって予約業務を取り扱う旅行会社等を通じて、約款及び別に定めた料金表等に同意のうえ、別に定める方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、運転者、チャイルドシート・カーナビ等オプション類の選択、その他のお手伝い条件（以下「借用条件」といいます。）を明示して予約の申込みを行うことができます。なおマイクロバスについては、運行区間又は行先、利用者人数及び使用目的も借用条件として明示して予約申し込みを行うものとします。	
4 章	第 4 条 予約の変更	2. 当社は、借受人から予約の申込みがあったときは、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、別に定める予約申込みを支払うものとします。	3. インターネット予約において、当社からの予約確認メールがお客様の記載したアドレスに返信できない場合は、当社は当該予約を不成立の扱いとします。 (予約の変更) 借受人は、前条第 1 項の借用条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならぬものとします。ただし、当社が契約し当社に代わって予約業務を取り扱う旅行会社等において、予約申込みを行ったときは、当該申込みを行った予約代行業者の営業拠点に対して変更の申込みをした場合のみ、予約の変更ができるとします。
5 章	第 5 条 (予約の取消し等)	1. 借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができます。 2. 借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を 1 時間以上超過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」という。）の締結手続きに着手しなかったときは、予約が取り消されたものとします。	3. 前 2 項の場合、借受人は、別に定めるところにより予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、予約申込金を受領している場合は、この予約取消手数料と相殺するものとします。 4. 当社の都合により、予約が取り消されたとき、又は貸渡契約が締結されなかったときは、当社は受領済の予約申込金を返還します。 5. 事故、盗難、不運送、リコール、天災その他の借受人若しくは当社のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取り消されたものとします。この場合、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。 (代替レンタカー) 当社は、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができないときは、予約と異なる車種クラスのレンタカー（以下「代替レンタカー」といいます。）の貸渡しを申し入れることができるものとします。
6 章	第 6 条 (予約の取消し等)	2. 借受人が前項の申込みを承諾したときは、当社は車種クラスを除き予約時と同一の借受条件で貸渡代替レンタカーを貸し渡すものとします。なお代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種クラスの料金よりも高くなるときは、予約した車種クラスの貸渡料金によるものとし、予約された車種クラスの貸渡料金より低くなるときは、当該代替レンタカーの貸渡料金によるものとします。 3. 借受人は、第 1 項の代替レンタカーの貸渡しを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。 4. 前項の場合において、第 1 項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰すべき事由によるときには第 4 条第 4 項の予約の取消しとして取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還します。 5. 第 3 項の場合において、第 1 項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰すべき事由によるときには第 4 条第 5 項の予約の取消しとして取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。 (免責) 当社及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについては、第 4 条及び第 5 条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。	2. 借受人は、天災その他の不可抗力の事由により、当社がレンタカーの貸渡し又は代替レンタカーの提供をすることができなくなった場合にはこれにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。 (予約業務の代行) 借受人は、当社に代わって予約業務を取り扱う旅行代理店、提携会社等（以下「代行業者」という。）において予約の申込みをすることができます。 2. 代行業者に対して前項の申込みを行った借受人は、その代行業者に対してのみ予約の変更又は取消しを申し込むことができるものとします。 貸渡し (貸渡契約の締結) 借受人は第 2 条第 1 項に定める借用条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸し渡すことができるレンタカーがない場合は借受人若しくは運転者が第 9 条第 1 項若しくは第 2 項各号のいずれかに該当する場合を除きます。
7 章	第 7 条 (予約業務の代行)	2. 貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第 11 条第 1 項に定める貸渡料金を支払うものとします。 3. 当社は、監督官庁の基本通達（注 1）に基づき、貸渡料（貸渡原票）及び第 14 条第 1 項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許証の種類及び運転免許証（注 2）の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に對し、借受人の指定する運転者（以下「運転者」といいます。）の運転免許証の提示を求めるほか、その写しの提出を求めることがあります。この場合、借受人は、自己が運転者であることは自己の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときは運転者の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとします。 (注 1) 監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」（自旅第 138 号 平成 7 年 6 月 13 日）の 2 (10) 及び (11) のことをいいます。 (注 2) 運転免許証とは、道路交通法第 92 条に規定する運転免許証のうち、道路交通法施行規則第 19 条別記様式第 14 の書式の運転免許証をいいます。また、道路交通法第 107 条の 2 に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証は運転免許証に準じます。	4. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほかに本人確認ができる書類もしくは当社が指定する補助書類の提出を求め、及び提示された書類の写しをとることがあります。 5. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めます。 6. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード若しくは現金による支払いを求め、又はその他の支払方法を指定することができます。 (貸渡契約の締結の拒絶) 借受人は運転者が各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができないものとします。 (1) 貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証を提示せず、又は当社が求めたにも関わらず、その運転者の運転免許証の写しの提出に同意しないとき。 (2) 酒気を帯びていると認められるとき。 (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。 (4) ティアリード型を使用せざるを得ない場合に該当するときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。 2. 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。 (1) 予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者が異なるとき。 (2) 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払いに滞納があったとき。 (3) 過去の貸渡しにおいて、第 17 条各号に掲げる行為があったとき。 (4) 過去の貸渡しにおいて、(他のレンタカー事業者による貸渡しを含む。)において、第 18 条第 6 項又は第 24 条第 1 項記載の行為があつたとき。 (5) 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金又は保険料金違反により自動車保険が適用されなかつた事実があつたとき。 (6) 特定車種の利用に關し、別途定める貸渡条件を満たしていない場合。（特定車種利用の場合に限る。） (7) 当社との関係に關し、当社の従業員その他の関係者に對して、暴力的行為を行い、若しくは合理的範囲を超える負担を要求し、又は暴力的行為若しくは言説を用いたとき。 (8) 風説を流布し、又は偽証若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は業務を妨害したとき。 (9) 上記 8 号の他、当社及び各店舗がレンタカーの貸渡しを不適切と判断したとき。 (10) 別に明示する条件を満たしていないとき。 3. 前 2 項の場において借受人の間に既に予約が成立していたときは、予約の取消しがあったものとして取り扱い、借受人から予約取消手数料の支払いを受けたときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。 (貸渡契約の成立等) 貸渡契約は、借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。 2. 前項の処理には、第 2 条第 1 項の借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行うものとします。 (貸渡料金) 貸渡料金とは、以下の料金の合計金額をいうものとし、契約した貸渡期間に相応する料金を貸渡契約締結時に受領します。また、当社はそれぞれの額又は計算根拠を料金表に明示します。 (1) 基本料金 (2) 免責賃料金 (3) 乗捨て料金 (4) 燃料代又は充電代 (5) 配車引取料 (6) その他の料金
9 章	第 9 条 (貸渡契約の成立等)	2. 基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、当社が地方運輸局運輸支局長（兵庫県にあっては神戸運輸監理部兵庫陸運部長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局運輸事務所長。以下、第 14 条第 1 項においても同じとする。）に届け出で実施している料金によるものとします。 3. レンタカー返還時に、第 1 項で受領した料金以外に延長料金、事故による免責金額、休車補償料、返還場所変更料等の追加料金が発生した場合は、返還時に精算をしなければならないものとします。 4. 第 2 条による予約をした後に貸渡料金を改定したときは、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金とを比較して低い方の貸渡料金によるものとします。 5. 貸渡料金については、細則で定めるものとします。	6. (借受条件の変更) 借受人は、貸渡契約の締結後、第 8 条第 1 項の借用条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならぬものとします。 2. 当社は、前項による借用条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。この場合、当初の貸渡期間満了前までに当該レンタカーを返却するものとします。 3. 借受人は、第 1 項に從つて貸渡期間を延長する場合は、貸渡期間以外の借用条件はすべて延長前の貸渡契約と同一とし、変更後の貸渡期間に對応する貸渡料金を当社に支払うものとします。 (点検整備及び確認) 当社は、道路運送車両法第 48 条（定期点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。 2. 当社は、道路運送車両法第 47 条の 2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施するものとします。 3. 借受人又は運転者は、前項の点検整備が実施されていることを並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないことその他のレンタカーが借用条件を満たしていることを確認するものとします。 4. 当社は、前項の確認によつてレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。 5. チャイルドシート・ペベシート及びジュニアシートは借受人がその責任において適正に装着するものとします。当社が装着の手伝いをすることがあつても、チャイルドシート装着の責任は借受人が負うものとします。 (貸渡証の交付、携帯等) 当社は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。 2. 借受人又は運転者は、レンタカーの使用中、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。 3. 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
10 章	第 10 条 (管理責任)	1. 借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」という。）、善良な管理者の注意義務をもつてレンタカーを使用し、管理するものとします。 2. 借受人又は運転者は、前項の注意義務を怠り、借り受けたレンタカーがて逃げ、いたずら、車上荒し、盗難等の被害を受けた場合、借受人は当社が被った損害を負担するものとします。なお、この場合レンタカーに付保されている保険の適用は行いません。 (日常点検整備) 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第 47 条の 2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。	3. 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに付してから当社に返還するまでの間（以下「使用中」という。）、善良な管理者の注意義務をもつてレンタカーを使用し、管理するものとします。 2. 当社は、道路運送車両法第 47 条の 2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施するものとします。 3. 借受人又は運転者は、前項の点検整備が実施されていることを並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないことその他のレンタカーが借用条件を満たしていることを確認するものとします。 4. 当社は、前項の確認によつてレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。 5. チャイルドシート・ペベシート及びジュニアシートは借受人がその責任において適正に装着するものとします。当社が装着の手伝いをすることがあつても、チャイルドシート装着の責任は借受人が負うものとします。 (貸渡証の交付、携帯等) 当社は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。 2. 借受人又は運転者は、レンタカーの使用中、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。 3. 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
11 章	第 11 条 (貸渡料金)	1. 借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」という。）、善良な管理者の注意義務をもつてレンタカーを使用し、管理するものとします。 2. 借受人又は運転者は、前項の注意義務を怠り、借り受けたレンタカーがて逃げ、いたずら、車上荒し、盗難等の被害を受けた場合、借受人は当社が被った損害を負担するものとします。なお、この場合レンタカーに付保されている保険の適用は行いません。 (日常点検整備) 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第 47 条の 2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。	3. 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに付してから当社に返還するまでの間（以下「使用中」という。）、善良な管理者の注意義務をもつてレンタカーを使用し、管理するものとします。 2. 当社は、道路運送車両法第 47 条の 2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施するものとします。 3. 借受人又は運転者は、前項の点検整備が実施されていることを並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないことその他のレンタカーが借用条件を満たしていることを確認するものとします。 4. 当社は、前項の確認によつてレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。 5. チャイルドシート・ペベシート及びジュニアシートは借受人がその責任において適正に装着するものとします。当社が装着の手伝いをすることがあつても、チャイルドシート装着の責任は借受人が負うものとします。 (貸渡証の交付、携帯等) 当社は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。 2. 借受人又は運転者は、レンタカーの使用中、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。 3. 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
12 章	第 12 条 (借用条件の変更)	1. 借受人、貸渡契約の締結後、第 8 条第 1 項の借用条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならぬものとします。 2. 当社は、前項による借用条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。この場合、当初の貸渡期間満了前までに当該レンタカーを返却するものとします。 3. 借受人は、第 1 項に従つて貸渡期間を延長する場合は、貸渡期間以外の借用条件はすべて延長前の貸渡契約と同一とし、変更後の貸渡期間に對応する貸渡料金を当社に支払うものとします。	4. (借用条件の変更) 借受人、貸渡契約の締結後、第 8 条第 1 項の借用条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならぬものとします。 2. 当社は、前項による借用条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。この場合、当初の貸渡期間満了前までに当該レンタカーを返却するものとします。 3. 借受人は、第 1 項に従つて貸渡期間を延長する場合は、貸渡期間以外の借用条件はすべて延長前の貸渡契約と同一とし、変更後の貸渡期間に對応する貸渡料金を当社に支払うものとします。
13 章	第 13 条 (点検整備及び確認)	1. 借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」という。）、善良な管理者の注意義務をもつてレンタカーを貸し、又は他の租借の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。 2. 借受人又は運転者は、前項の点検整備が実施されていることを並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないことその他のレンタカーが借用条件を満たしていることを確認するものとします。 3. 借受人又は運転者は、前項の確認によつてレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。 4. 当社は、前項の確認によつてレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。 5. チャイルドシート・ペベシート及びジュニアシートは借受人がその責任において適正に装着するものとします。当社が装着の手伝いをすることがあつても、チャイルドシート装着の責任は借受人が負うものとします。 (貸渡証の交付、携帯等) 当社は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。 2. 借受人又は運転者は、レンタカーの使用中、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。 3. 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。	6. (借用条件の変更) 借受人、貸渡契約の締結後、第 8 条第 1 項の借用条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならぬものとします。 2. 当社は、前項による借用条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。この場合、当初の貸渡期間満了前までに当該レンタカーを返却するものとします。 3. 借受人は、第 1 項に従つて貸渡期間を延長する場合は、貸渡期間以外の借用条件はすべて延長前の貸渡契約と同一とし、変更後の貸渡期間に對応する貸渡料金を当社に支払うものとします。
14 章	第 14 条 (管理責任)	1. 借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」という。）、善良な管理者の注意義務をもつてレンタカーを使用し、管理するものとします。 2. 借受人又は運転者は、前項の注意義務を怠り、借り受けたレンタカーがて逃げ、いたずら、車上荒し、盗難等の被害を受けた場合、借受人は当社が被った損害を負担するものとします。なお、この場合レンタカーに付保されている保険の適用は行いません。 (日常点検整備) 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第 47 条の 2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整	